

すべて駐車禁止の標識を立て、収集車は全く計画通りに収集していくのには一驚すると同時に大型ごみの収集では特殊車（LEACH PAEKER）がその場で鉄製ベッドなど機械で折り曲げて収納していて、作業も我が国では全く考えられない事実でもありました。

しかし、町は思ったより汚れていて、私がサニティション・パトロール・マンに質問すると「我々の目の前でごみを捨てる馬鹿はいないよ、罰金を取られるから……」とケロリとしていたことも記憶に新しい。

また、ヨーロッパでは、ロンドン、パリは今日の我が国と似たようなもので、容器、袋等も利用していた。一番規則正しく容器収集をしていたのは、ドイツのデュッセルドルフ、オーストリアのウィーン、スイスの都市であって清潔な容器収集でありました。

処理処分では、アメリカの西部は埋め立て処分が中心で特にロサンゼルス一帯はスモッグと関連があり、焼却炉の設置計画はなく、処分地は市域から数十マイル離れた広大な谷間を含む台地で市内で超大型ダンプ車に積み換えられ、輸送専門車が稼働していた。処分地では、教台の輸送ダンプ車が一列に前進してごみを投棄する、その後から土砂ダンプ車が前進して土砂をかける、その後ブルドーザーが圧密して固めて

いくという作業を繰り返していた。いわゆるサンドイッチ工法と称するもので、日本ではごみがパンで土砂がハムという貧弱なものであるが、ここではその反対で、大量の土砂で被覆し、その上にスプリングラーで散水してホコリが立たないようにするなど、とにかく大規模な作業であり、国情の相違に驚いた次第です。

しかし、シカゴでは焼却七〇%、ニューヨークでは焼却約六〇%で焼却が中心であり、埋め立て処分地は見ませんでした。焼却炉はシカゴではフェルント・タイプ、ニューヨークではアメリカ・C・Eタイプの焼却炉であった。当時、収集車の自動計量、燃焼管理システムの管制室の内容等に極めて興味がありました。公害対策では、当時想像していたよりも完備していないという印象を受けました。

反面、ロンドンでは埋め立て中心、ローマではリサイクル中心の処理・処分を行っておりました。フランスのパリは、ほぼ全量焼却、ドイツのデュッセルドルフは焼却二五%、オーストリアのウィーンは焼却五〇%、スイスは、ごみは燃料あるいは資源という発想で、焼却以外は埋め立てが少なく、コンポストが中心であり、その腐熟は全量活用の方針であったことは、今後、我が国としては極めて重要な課題であるとの印象を深め、主として、蒸気販売システム等

細部にわたって調査したことを記憶しております。

この出張で得た、各国の長所、短所は、本市の施設計画の上では極めて貴重な体験となり、その後の計画の原点ともいふべき意義があったものと考えている。

七——新しい時代の清掃事業

リップマン報告書以来、アメリカ方式による収集形態が入ってきた一方、終末処理の公害問題とからんで、優秀な焼却炉をもたなければいけなくなってきた。

当時、新しい時代の清掃事業については、次のように考えていた。新しい時代の清掃は、すべての科目の人間が集まらなくてはできない。土木屋も建築屋も、化学屋も電気屋も機械屋も生物屋も必要である。そうしたプロジェクトを組まない限り新しい仕事はできないと思つた。多角的な視野で検討をしなくてはならない。そういう考えのもとで星川じんかい処理場を、昭和三十七年に造つた。しかし、これは思うような成果をあげることができなかった。

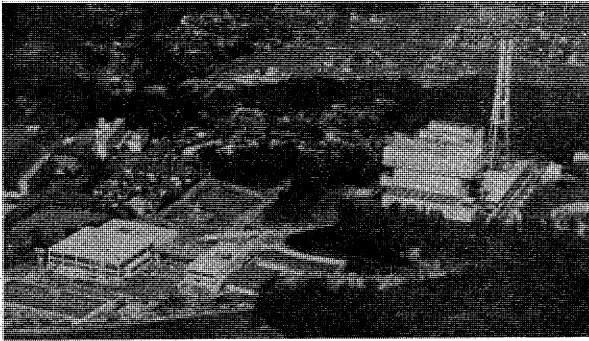
しかし、欧米の実情から判断して、当時我が国の衛生工学は内容として、上下水道と汚物処理であったが、汚物処理工学は経験も浅く、学

問的な体系化も比較的貧弱であったので、当時国内で専門的に研究しておられた京都大学岩井教授、平岡助教授、都立大学平山教授、関東学院大学武藤教授、木村教授をお願いして、各専門分野ごとにご教授を願う一方、欧米の機械炉の研究の推進を図った。

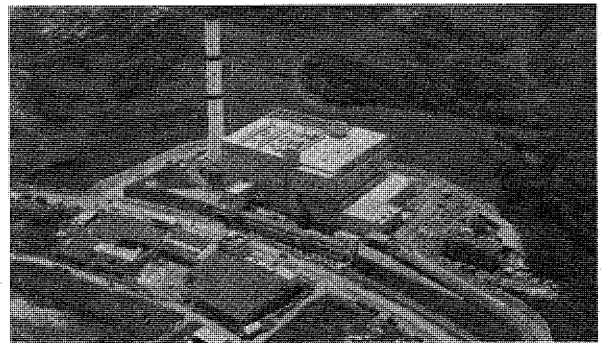
① 幹線道路沿いにつくる

三十年代に考えたことの一つに、焼却工場の位置をどうするかがあった。当初理論的に、一区一工場主義で各区で排出されるごみは各区ご

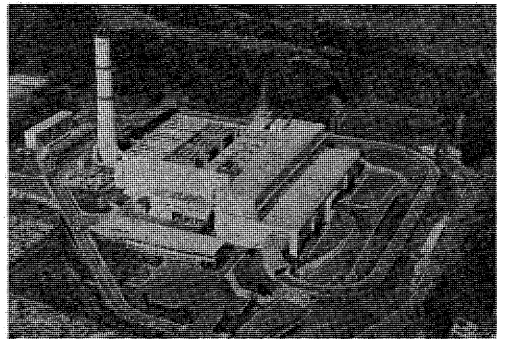
写真一12 旭工場（初の余熱利用施設併設）（昭和48年）



写真一13 港南工場（昭和49年）



写真一14 南戸塚工場（現栄工場）（昭和51年）



とに処理するという理想論をかかげたが、私は現実的には、幹線道路沿いに造らないと、将来効率の悪いものになるだろうと考えた。これは、大震災後に船で運搬する関係から、収集場所を川岸に設置したことも考慮に入れたものであった。

また、昭和四十五〜六年ごろ、横浜駅西口周辺のじん芥を磯子工場に搬入していたが、交通混雑から片道一時間以上を要していた。そこで、第三京浜を経由して、東京都の世田谷工場に輸送する時間を実際に車を走らせて調査してみた

結果、世田谷工場に行くほうが約半分の時間で可能であった。こうした事実からしても、幹線道路に沿うことが事実上極めて有利であるとの自信をますます深めた。

幹線道路に面していれば、相互の応援体制も大きくこともあった。これが今後のポイントであろうと判断した。しかし現実には用地取得の困難性から、まず昭和四十年鶴見じんかい処理場の改修を、ついで昭和四十四年には磯子の埋立地に磯子工場の建設をせざるをえなかった。

昭和四十八年の旭工場の建設からは幹線道路沿いに建設できるようになり、港南工場、南戸塚工場（現栄工場）、保土ヶ谷工場、北部工場はすべて用地の先行買収をして幹線道路沿いに建

設することができた。

②—余熱利用施設

旭工場は、住民の反対にあい用地買収に一年以上かかって造ったいきさつがある。この時に、焼却工場だけでなく、これが市民の憩いの場になるような発想をしたらどうかという議論がでてきた。そこで温水プール・温室・老人福祉センターなどを造り、余熱利用をすることにした。これが好評で、その後全国に広がっていった。

しかし、この計画を実行するためには広大な用地の必要性があるため、従来の、工場用地だけがあれば良いという考え方から、それらの余熱利用施設を含めた用地買収が必要となり、三万数千坪の買収となって、環境条件は極めて前進した工場配置となった。この施設計画以降はすべて工場用地面積が拡大され、本格的な都市における焼却工場の在り方としてのモデルを示す前例ともなり、全国的に影響を与えたことは否めない。ただ旭工場を造るときは、余熱を農業に使う計画を立てたが断られてしまい、余熱は放出している。

次が港南工場であった。この時は、住宅公団に、「住宅に給湯させてほしい」と言いに行った。ところが、役人は頭が固くて、「そんなこ

とはできない。制度に決められているから……」と断られた。そこで発電することにした。以後、工場では発電している。

なお、余熱利用はヨーロッパが進んでいて、熱エネルギーを活用している。病院や工場などのスチームに利用している。

③—ごみ分析

焼却炉の設計に当たっては、戦後各都市が、自分の都市のごみ質のデータが無いため他都市のデータまたは推計で設計し、その結果が期待どおりでなかった例は多い。これは地域性もあり、四季に富む日本の地形も影響あると思われるが、更に国民生活の向上とも密接な関係があり、昭和三十七年からごみ分析を開始した。これ以後星川処理場↓鶴見工場↓磯子工場内と試験室は移転し、現在は保土ヶ谷工場内の廃棄物資源開発室で受け継ぎ、ずっとデータを取っている。このデータが、焼却工場の設計基準として非常に重要な役割を果たしている。横浜では横浜のごみ質に比例して、将来を推計して、安全率をみた設計をしている。こうした意味で、焼却炉の設計に対する判断としては日本一であったと誇れるものであろう。

④—公害対策を進める

日本のごみの焼却工場の優秀さは、燃やすだけでなく公害をいかに除くかに取り組んでいることにある。

横浜市でも、排ガス対策として昭和四十年六月に竣工した鶴見工場から本格的な機械炉の採用に踏み切り、アメリカC E社の焼却炉に、公害対策を重点として、初めてサイクロン（遠心式機械集じん器）とコットレル（電気集じん器）を採用して煤煙を除去することとした。これは以後すべての工場に入れている。

更に、ガスに含まれている塩化水素や亜硫酸ガスなどの酸性やその他のものを薬品散布で乾式処理して、九分九厘正常な空気にして、煙突から高速で排出しているのが今の姿である。

コットレルの採用は今日では普遍化しているが当時としては異例の前進であり、また焼却炉に併設することはなかなか勇氣のいる時点でもあった。しかし、結果は非常に良く、職員一同自信を深めて、次いで四十四年磯子工場を造り、次いで発想を新たにした旭工場、南戸塚工場（現栄工場）、保土ヶ谷工場、北部工場となってきた。

⑤—焼却炉は

横浜市が使っている焼却炉は、旭工場がアメリカのC・E社、港南工場がデンマークのフェ

ルント社、保土ヶ谷工場がスイスのデ・ロール社、そして栄工場と北部工場が当時「最後の焼却炉」といわれるドイツのマルチン社のものである。

マルチン社の焼却炉を入れる時、マルチン社の社長が横浜にやって来た。代々焼却炉造りをしていて五代目だという。さすがに、炉の燃え方や通風などはたいしたもの、そのストーカー（火床板）は芸術品だと思った。ただ、技術提携をしてからは、日本製も問題はなくなってきた。

それと、ドイツの会社でも、焼却炉造りのうちレンガ積みは、ローマ以来の伝統だと思いが、全部イタリア人で、非常にうるさく言うけれど間違いない仕事をする点は感心した点である。

⑥―処分地を確保する

私が部長在任中、旭区で約一二万坪の処分地を購入した。これが現在の神明台処分地である。

広大な土地が売りに出ているという話を聞き、見に行ったら良い土地であった。安田局長に相談し首脳部会議にかけてもらい、購入決定をみた。

これだけ広大な土地を必要としたのは、台風

の被害も影響している。戦後、いろいろ台風に遭っているが、処分地が一度で駄目になってしまう。というのは、水をかぶって大量の土が出てくることによる。土はきれいに積むわけではなく、どんどん放り投げていくから、処分地が全部埋まってしまう。そこで処分地も恒久的なものを持たなければ、と考えていた。

それと同時に、物質不滅の法則で、どんなに燃やしてみても、残存物、灰はでる。これはどこかに処分しなければならぬ。処理と処分は両方ないと成り立たないわけだから。

⑦―再利用・資源化

そうこうしている間に、再利用が問題になってきた。増え続けるごみに、どう対応するかという問題だ。通産省が資金を出した「スターダスト80」では、いろいろな実験をしたが、個々のケースとしては成功してもあまりうまくいかなかったのではない。

原料は無料だといっても、再利用や資源化をするためには経費がかかる。そのうえ、でき上がった製品が販売ルートにのるかからないか、つまり、コマージュナル・ベースにのるかからないかで決まってくる。

戦後、リサイクルについての最大の問題点であって、苦勞して、ある製品化が成功しても価

格問題等で赤字となった例が多くなかなか現状では困難であろうと思われる。

しかし、今のままでいいということではないので、今後の社会でどうするかは大きな課題だと思ふ。全く違った新しい技術で対応できるか、という問題もある。それから収集体系をどう根本から変えていったらいいか、という問題もある。これは、狭い街路がなくならないなどの問題もあって、旧来の方法の早急な脱却はなかなか困難な問題が多いと思われる。

八―これからの清掃事業

①―優秀なスタッフを

公共事業を初めとして、都市の行方土木、建築、上下水道を初めとして、すべて構造基準、施設基準等各々細部にわたり、規定されているし、更に補完すべき各種の規制も定められている。各局とも事業内容について、法的根拠が法もしくは条例、規則等で明文化されている。

しかし、清掃事業は汚物掃除法以来、清掃法の施行後も、補助対象事業でなかったため、必ずしも規制、基準等はなかった。恐らく、今日でも収集、輸送面では全くないと思う。経済面や環境衛生面の問題がなければいかなる方法であっても良いということになる。

しかし、施設面では、戦後経験工学的立場を取りつつ、今日の現状では世界水準の中でも、極めて優秀な技術力を有する立場となったことは、戦後の我が国の産業界と同様であるが、戦後技術水準としては、ほぼゼロから先進国の技術を学び、かつ、自らのものとして更に研究開発してきたことが、今日の姿である。このことは、国、学会、産業界と主要都市に、各々優秀なスタッフがいたからこそ実現出来たわけで、その先鞭をきった本市としては、その後各都市のお手伝いが出来たのも、本市に優秀なスタッフがいたからこそ可能であったことであろう。しかし、今後は、多くの問題を抱えている。その一つは、基礎的な研究であり、一つは、先見性等に富んだ優秀なスタッフの存在の有無に非常に留意すべきことであろう。

②—作業と施設の両面を

清掃は、作業と施設が両輪で、どちらもお互いのことを理解しないと仕事ができない。ところが、段々経験が薄くなってきているので、両方を知っている人が少なくなっているのが心配だ。

③—自由な発想

今では誰も言わなくなってしまったが、関東大震災後の復興事業で、収集・輸送・焼却・処分を体系的に行い、なおかつ発電して、市電まで動かしていた。こうした偉大な発想は、当時の日本、いや世界にもなかった。私達が発電したのは、昭和四十年代に入ってからであった。そのときより四〇年以上前に、高額な建設費を使ってでも電車を動かそうという先見性をもった発想があり、かつ実現した。

今は電力事業法があつてできない。昔は自由に使えたのに、今は施設内で使うのはかまわないうが、他の施設に送電することはできない。その余剰分を東京電力が買い上げる仕組みになっている。自分で使えたら、面白い事業ができるだろう。

発電による収入がもたらされているからプラスにはなっていると思う。私達の時代は、ここまでであった。何か有効に使えないか、というのを考えてみて発電になったわけである。

今後どんなものがでてくるかわからないが、今考えているようなものでなく、今までのものにとらわれない、もっと自由な発想の中から今後に役立つものが出てくるのではないかと思つ

ている。

④—コンピュータの活用

民間の例から考えても、市はもっとコンピュータを活用した方がよいと思つている。

例えば、今後ごみ収集、輸送についても、季節による排出量の増減、地域の排出量の増減、休日、及び住宅の種別、道路の条件等々を入力しておけば、季節はもちろん、各曜日毎の収集計画をどしどし組み替えて実施することが正しい計画収集、輸送であつて、労働力の均分化、機材の保有等も上限、下限も明確化されるので、その必要性は早急の問題ではなからうかと思つている。

まだまだ言い足りないことがいっぱいあるが、これからのごみの収集、輸送、処理、処分は、今までのやり方にとらわれない、全く新しい発想で取り組まなければならなくなるのではないかと思つている。

△元横浜市清掃局長・元横浜市助役▽

この原稿は、小泉氏のお話しをまとめたものに手をいれていただいたものです。

資料 横浜のごみ年表

年	戸数	概要	備考
安政	六(一八五九)年	開港直前の横浜は戸数一〇一戸であった。	
文久	二(一八六二)年	(七月十三日) 神奈川町名主(横浜町惣年寄兼勤) 原左衛門が「家内および近辺の清潔を厳にすべし」との回状を出した。	
慶応	二(一八六六)年	(十二月) 神奈川奉行の慶方役人三村三左衛門が太田町三丁目野屋茂左衛門に横浜市中塵芥掃除請負人を下命し、茂左衛門は代理人理七を請負人とした。	
慶應	三(一八六七)年	(三月) 塵芥掃除掛を設け掃除人の指図役として監督させた。	
明治	元(一八六八)年	(十一月) 居留地内の清掃の入口が行われた。	
明治	十六(一八八三)年	石橋六之助が工夫として外国人居留地の消防、清掃を担当した。	
明治	二十二(一八八九)年	(九月) 市街地の拡大に伴い掃除請負代理人として理七のほか大助を加えた。塵芥の運搬に箱車を使用するようになり、道路、橋梁の清掃も行った。各町役人中から七人の掃除掛を選び、毎月交替制によりこれを監督させた。	
明治	二十六(一九〇一)年	石橋六之助、増田万吉が石橋増田両名社を設立。塵芥を池沼等の理立に使用。	
明治	三十(一九〇五)年	(四月) 市制施行町数一三七カ所、面積五四、人口一、一六、九三九、戸数二五、八四九戸。	
明治	三十(一九〇五)年	(二月) 各町に衛生組合が設置されることとなり、本町二丁目では直ちに組織された。	
明治	三十七(一九一四)年	戸村久吉が各町内の塵芥処理を一手に引受け池沼等の理立に使用。	
明治	三十七(一九一四)年	(四月一日) 「汚物掃除法」が施行され、塵芥処理が市の義務となつたが、なお戸村にこれを請負させた。	
大正	七(一九一八)年	(六月) 塵芥処理が市衛生課の直営となつた。	
大正	十一(一九二二)年	(六月) イギリス人F・G・ブリントンにより本市瓦斯局技師戸越広義により塵芥焼却所の試験炉が完成。	
大正	十二(一九二七)年	(九月一日) 関東大震災、市内の被害、全壊七二、四〇八戸、死者、行方不明者二、三三五人。	
昭和	六(一九三一)年	(一月) 滝頭塵芥処理所完成、焼却能力一日最大三六〇t。	
昭和	七(一九三二)年	発電能力一日一四、五〇〇kw/h、昭和三年起工、昭和四年竣工、焼却開始。	
昭和	十七(一九四二)年	(三月) 星川塵芥処理所竣工、焼却能力一日三〇t。	
昭和	二十(一九四五)年	(八月十五日) 太平洋戦争終了。	
昭和	二十(一九四五)年	(九月一日) 横浜市じん芥処理条例に基づき、じん芥処理手数料を処理券により回収(二斗入当たり五円)。	
昭和	二十六(一九五一年)	(十月一日) 清掃局発足。	
昭和	二十七(一九五二年)	(三月二十七日) 鶴見じん芥処理所再開。	
昭和	二十八(一九五三年)	(二月二十七日) 星川じん芥処理所復旧再開。	
昭和	二十九(一九五四年)	(四月二十二日) 清掃法公布、七月一日施行「汚物掃除法(廃止)」。五月二十日 南区(現港南区)、日野町住民焼却場建設反対住民大会開催。	
昭和	三十一(一九五六年)	(十月二十五日) 「横浜市清掃条例」公布、施行。「横浜市じん芥処理条例」廃止。	
昭和	三十二(一九五七年)	(四月) 浦島川理立地でコンポスト化実験。	
昭和	三十二(一九五七年)	(八月三十一日) 港北じん芥処理所竣工(焼却能力三〇t/八h)。	
昭和	三十二(一九五七年)	(十二月十四日) じん芥処理所をじんかい処理場名称変更。	
昭和	三十四(一九五九年)	(二月十八日) 戸塚じんかい処理場竣工(焼却能力三〇t/八h)。	
昭和	三十五(一九六〇)年	(三月) じんかい定時制収集を西区内三、二五世帯を対象に開始(後に定時制に変更)。	
昭和	三十六(一九六一)年	(十二月) 金沢じんかい処理場竣工(焼却能力三〇t/八h)。	
昭和	三十七(一九六二年)	(四月) 計画収集開始(定期制収集にあわせ週一制収集実施)。	
昭和	三十七(一九六二年)	(四月一日) じんかい処理手数を一回につき七〇銭に改正、大口を除き一般家庭は無料化。	
昭和	三十七(一九六二年)	(十二月三十一日) 星川じんかい処理場(新炉)竣工(焼却能力一八〇t/八h)。	
昭和	四十(一九六五年)	(四月一日) (横浜市汚物処理場業務規程)を「横浜市清掃工場外処理場規程」に題名変更、各じんかい処理場(星川、鶴見、港北、戸塚、金沢)を各工場(保土ヶ谷、	
昭和	四十二(一九六七年)	焼却能力一日一四、五〇〇kw/h、昭和三年起工、昭和四年竣工、焼却開始。	
昭和	四十二(一九六七年)	(三月) 星川じん芥処理所竣工、焼却能力一日三〇t。	
昭和	四十五(一九七〇)年	(八月十五日) 太平洋戦争終了。	
昭和	四十五(一九七〇)年	(九月一日) 横浜市じん芥処理条例に基づき、じん芥処理手数料を処理券により回収(二斗入当たり五円)。	
昭和	四十六(一九七一年)	(十月一日) 清掃局発足。	
昭和	四十七(一九七二年)	(三月二十七日) 鶴見じん芥処理所再開。	
昭和	四十八(一九七三年)	(二月二十七日) 星川じん芥処理所復旧再開。	
昭和	四十九(一九七四年)	(十月二十五日) 「横浜市清掃条例」公布、施行。「横浜市じん芥処理条例」廃止。	
昭和	五十(一九七五年)	(四月) 浦島川理立地でコンポスト化実験。	
昭和	五十一(一九七六年)	(八月三十一日) 港北じん芥処理所竣工(焼却能力三〇t/八h)。	
昭和	五十三(一九七八)年	(十二月十四日) じん芥処理所をじんかい処理場名称変更。	
昭和	五十五(一九八〇)年	(二月十八日) 戸塚じんかい処理場竣工(焼却能力三〇t/八h)。	
昭和	五十五(一九八〇)年	(三月) じんかい定時制収集を西区内三、二五世帯を対象に開始(後に定時制に変更)。	
昭和	五十八(一九八三年)	(十二月) 金沢じんかい処理場竣工(焼却能力三〇t/八h)。	
昭和	五十九(一九八四年)	(四月) 計画収集開始(定期制収集にあわせ週一制収集実施)。	
昭和	五十九(一九八四年)	(四月一日) じんかい処理手数を一回につき七〇銭に改正、大口を除き一般家庭は無料化。	
昭和	六十(一九八五年)	(十二月三十一日) 星川じんかい処理場(新炉)竣工(焼却能力一八〇t/八h)。	
昭和	六十一(一九八六年)	(四月一日) (横浜市汚物処理場業務規程)を「横浜市清掃工場外処理場規程」に題名変更、各じんかい処理場(星川、鶴見、港北、戸塚、金沢)を各工場(保土ヶ谷、	
昭和	六十一(一九八六年)	発電能力一日一四、五〇〇kw/h、昭和三年起工、昭和四年竣工、焼却開始。	
昭和	六十一(一九八六年)	(三月) 星川じん芥処理所竣工、焼却能力一日三〇t。	
昭和	六十五(一九九〇)年	(八月十五日) 太平洋戦争終了。	
昭和	六十五(一九九〇)年	(九月一日) 横浜市じん芥処理条例に基づき、じん芥処理手数料を処理券により回収(二斗入当たり五円)。	
昭和	六十六(一九九一年)	(十月一日) 清掃局発足。	
昭和	六十七(一九九二年)	(三月二十七日) 鶴見じん芥処理所再開。	
昭和	六十八(一九九三年)	(二月二十七日) 星川じん芥処理所復旧再開。	
昭和	六十九(一九九四年)	(十月二十五日) 「横浜市清掃条例」公布、施行。「横浜市じん芥処理条例」廃止。	
昭和	七十(一九九五年)	(四月) 浦島川理立地でコンポスト化実験。	
昭和	七十一(一九九六年)	(八月三十一日) 港北じん芥処理所竣工(焼却能力三〇t/八h)。	
昭和	七十三(一九九八年)	(十二月十四日) じん芥処理所をじんかい処理場名称変更。	
昭和	七十五(二〇〇〇)年	(二月十八日) 戸塚じんかい処理場竣工(焼却能力三〇t/八h)。	
昭和	七十五(二〇〇〇)年	(三月) じんかい定時制収集を西区内三、二五世帯を対象に開始(後に定時制に変更)。	
昭和	七十八(二〇〇三年)	(十二月) 金沢じんかい処理場竣工(焼却能力三〇t/八h)。	
昭和	七十九(二〇〇四年)	(四月) 計画収集開始(定期制収集にあわせ週一制収集実施)。	
昭和	七十九(二〇〇四年)	(四月一日) じんかい処理手数を一回につき七〇銭に改正、大口を除き一般家庭は無料化。	
昭和	八十一(二〇〇六年)	(十二月三十一日) 星川じんかい処理場(新炉)竣工(焼却能力一八〇t/八h)。	
昭和	八十二(二〇〇七年)	(四月一日) (横浜市汚物処理場業務規程)を「横浜市清掃工場外処理場規程」に題名変更、各じんかい処理場(星川、鶴見、港北、戸塚、金沢)を各工場(保土ヶ谷、	
昭和	八十二(二〇〇七年)	発電能力一日一四、五〇〇kw/h、昭和三年起工、昭和四年竣工、焼却開始。	
昭和	八十二(二〇〇七年)	(三月) 星川じん芥処理所竣工、焼却能力一日三〇t。	
昭和	八十五(二〇一〇)年	(八月十五日) 太平洋戦争終了。	
昭和	八十五(二〇一〇)年	(九月一日) 横浜市じん芥処理条例に基づき、じん芥処理手数料を処理券により回収(二斗入当たり五円)。	
昭和	八十六(二〇一一年)	(十月一日) 清掃局発足。	
昭和	八十七(二〇一二年)	(三月二十七日) 鶴見じん芥処理所再開。	
昭和	八十八(二〇一三年)	(二月二十七日) 星川じん芥処理所復旧再開。	
昭和	八十九(二〇一四年)	(十月二十五日) 「横浜市清掃条例」公布、施行。「横浜市じん芥処理条例」廃止。	
昭和	九十(二〇一五年)	(四月) 浦島川理立地でコンポスト化実験。	
昭和	九十一(二〇一六年)	(八月三十一日) 港北じん芥処理所竣工(焼却能力三〇t/八h)。	
昭和	九十三(二〇一八年)	(十二月十四日) じん芥処理所をじんかい処理場名称変更。	
昭和	九十五(二〇二〇)年	(二月十八日) 戸塚じんかい処理場竣工(焼却能力三〇t/八h)。	
昭和	九十五(二〇二〇)年	(三月) じんかい定時制収集を西区内三、二五世帯を対象に開始(後に定時制に変更)。	
昭和	九十八(二〇二三年)	(十二月) 金沢じんかい処理場竣工(焼却能力三〇t/八h)。	
昭和	九十九(二〇二四年)	(四月) 計画収集開始(定期制収集にあわせ週一制収集実施)。	
昭和	九十九(二〇二四年)	(四月一日) じんかい処理手数を一回につき七〇銭に改正、大口を除き一般家庭は無料化。	
昭和	一〇一(二〇二六年)	(十二月三十一日) 星川じんかい処理場(新炉)竣工(焼却能力一八〇t/八h)。	
昭和	一〇二(二〇二七年)	(四月一日) (横浜市汚物処理場業務規程)を「横浜市清掃工場外処理場規程」に題名変更、各じんかい処理場(星川、鶴見、港北、戸塚、金沢)を各工場(保土ヶ谷、	

資料 焼却工場一覧

No.	工場名	所在地	敷地面積 m ²	建物延床 面積	竣工年月日	焼却能力 (最大)	炉型式及び炉数	建設工事費 千円	余熱利用	備考
1	滝頭じんかい処理所	磯子区滝頭町地先 埋立地 (現在 磯子1丁目付近)	6,074.0	2,113.0	昭和4年7月	360t/20h	パブコック社製 30t/20h×12基	688	自家発電	昭和18年6月廃止
2	鶴見じんかい処理所	鶴見区矢向町西袋1-548 (現在 鶴見区矢向町1-2-7)	2,135.0	684.6	" 7. 3. 26	40t/8h	岩本式自然通風 炉5基 8火房	(復旧工事費) 8,207		昭和18年6月休止 昭和27年3月復旧再開 昭和38年3月休止
3	鶴見工場	鶴見区矢向町1-2-7	9,941.5	4,667.1	" 40. 6. 1	(標準能力) 300t/24h	三菱ガス循環型C、E 150t×3基	730,283	給基 冷暖房	昭和55年7月廃止
4	星川じんかい処理所 (旧炉)	保土ヶ谷区星川町1-16 (現在 保土ヶ谷区星川1-2-1)	909.5	365.6	" 17. 3.	60t/8h	岩本式自然通風炉 24基 2火房	(復旧工事費) 9,950		昭和19年8月休止 昭和28年2月復旧再開 昭和36年3月休止
5	星川じんかい処理場 (保土ヶ谷工場)	"	7,201.1	5,290.0	" 37. 12. 31	180t/8h	構造2型機械炉 8基 16火房	408,058		昭和49年4月廃止
6	港北じんかい処理所 (緑工場)	港北区中山町字港台河内1,260 (現在 緑区中山町1,260)	4,210.2	579.9	" 31. 8. 31	30t/8h	三機標準型 2基 8火房	11,470		昭和46年9月廃止
7	戸塚じんかい処理場 (戸塚工場)	戸塚区名瀬町1417-4	6,089.1	517.2	" 34. 2. 18	30t/8h	三機標準型 2基 8火房	27,947		昭和48年1月廃止
8	金沢じんかい処理場 (金沢工場)	金沢区朝比奈町151-1	3,880.1	888.6	" 35. 12. 2	30t/8h	構造1型 2基 8火房	52,528		昭和49年4月廃止
9	磯子工場	磯子区新磯子町38	13,141.8	7,415.3	" 44. 5. 31	(標準能力) 300t/24h	三菱ガス循環型C、E 150t×3基	1,345,850	給湯・冷暖房 蒸気供給(下水処理場) 冷暖房	昭和59年3月廃止
10	旭工場	旭区白根町6-1	53,885.8	12,173.9	" 48. 3. 31	(") 360t/24h	三菱式移送ストッカー方式 180t×3基	3,855,328	給湯・冷暖房 温水プール 老人福祉センター 自家発電	
11	港南工場	港南区港南台8-4-41	40,013.4	15,505.9	" 49. 3. 30	(") 600t/24h	日本鋼管フェルレント式 300t×3基	5,457,301	給湯・冷暖房 温水プール 老人福祉センター 自家発電	
12	栄工場	栄区上郷町1,570-1	148,613.5	24,847.9	" 51. 8. 31	(") 1,000t/24h	三菱マルチン式 500t×3基	12,909,513	給湯・冷暖房 温水プール 老人福祉センター 自家発電	
13	保土ヶ谷工場	保土ヶ谷区狩場町355	60,420.0	26,869.4	" 55. 6. 30	(") 800t/24h	チ・ロール式 400t×3基	22,588,623	給湯・冷暖房 温水プール・老人福祉 センター・自家発電 温泉・テラビオ養殖	
14	北部工場	緑区平台27-1	64,218.8	29,064.4	" 59. 3. 31	(") 800t/24h	三菱マルチン式 400t×3基	28,682,622	給湯・冷暖房 温水プール・老人福祉 センター・障害者研修 保養センター・地区セ ンター・自家発電	